

屋外イベントでガスコンロなどを使うときは

届出と消火器の準備をお願いします

2013年に起きた福知山花火大会の火災事故を教訓として、人が集まるお祭りなどの催しで、火気器具（ガスコンロ、ホットプレートや発電機など）を使用した露店等を出店する場合は「消火器の準備」と「露店等の開設届出書の提出」が必要になります。

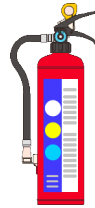
人が集まるお祭りなどで火気器具を使うときは、

5日前までの事前届出



- 届出は、会場図などの添付書類を添えて、催しの5日前までに消防署までご提出ください。（土日も受付しています。）
- 届出用紙は、消防本部ホームページからダウンロードできます。※露店等の開設届出書

当日は消火器の準備



- 1店舗につき1本必要です。
※10型粉末消火器
- 会場等に備え付けの消火器は利用できません。露店用に消火器をご用意ください。

が必要です。



対象となる催しは

誰でも入場できて火気器具を使用する催し(夏祭り、縁日など)

幼稚園・保育所・小学校などの特定のかたのみの催しは、届出は不要です。



誰が届出するのですか

露店等を開設するかたの届出が必要
ただし主催者が一括して届出することもできます。



火気器具とは

ガスコンロ・ホットプレート・発電機など
湯沸かしポット・コーヒーメーカーなどは対象外です。



対象の催しかどうか、どこに消火器を置けばいいのかなど、
まずはお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 新見市消防本部・消防署 0867(72)2810
- 大佐分署 (98)2131
- 神郷分署 (93)5012
- 哲多分署 (96)2131
- 哲西分署 (94)2103

